

壬生町総合振興計画実施計画【令和3/4年度計画】

◆策定の趣旨

本計画は、平成28年度よりスタートした、壬生町第6次総合振興計画に掲げる施策・事業を、社会経済情勢の変化や財政の見通しを踏まえ、令和3/4年度にどのように実施していくかを明らかにし、年度毎の予算編成や事務執行の指針とするため策定します。

なお、本計画は、補助事業等について確定したものではないため、事業実施に当たっては、関係機関との調整を図るとともに、事業費や財源内訳などの計画内容について、逐次見直しを行います。

◆総合計画の構成と期間

総合計画は「まちづくりの設計図」ともいわれ、まちづくりに必要な理念や方向性をはじめ、将来都市像の実現に向けた施策体系や主要事業などを示しています。「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つから構成されており、「実施計画」は、環境変化に対応した町政を反映できるように毎年度策定し、計画期間を2年としています。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想	基本構想10年間									
基本計画	前期計画5年間					後期計画5年間				
実施計画	実施計画2年間 ※毎年度作成		実施計画2年間 ※毎年度作成		実施計画2年間 ※毎年度作成		実施計画2年間 ※毎年度作成		実施計画2年間 ※毎年度作成	

◆実施計画の構成

本計画書は、「分野別計画」、「事業計画書」の2部で構成されています。

【分野別計画】	第6次総合振興計画の施策体系の分野別計画に基づき、記載しております。
【事業計画書】	事業の目的や必要性、事業概要、令和3/4年度の予定などを記載しております。

◆今後の財政収支

実施計画に取り組むためには、計画と財政の連携は欠くことができないものであり、今後の財政収支を推計しながら事業を選択する必要があります。

中期財政計画では、毎年度多額の財源不足が生じると予測されており、財源不足を補うため、基金の取り崩しや起債の増額により、予算編成そのものが困難な状況になる場合も想定されます。

こうしたなか、将来都市像の実現にむけて“まちづくり”を進めていくためには、施策の着実な推進と、限りある財源を効果的に活用する必要があります。